

1

まちづくり総合プラン施策体系図

大牟田市まちづくり総合プランにおける目指す都市像や基本目標に基づき、それぞれの分野を体系的に示すと、下記のようになります。

第1編

**未来を担う
心豊かで元気な人が
育まれるまち**

- 第1章 安心して出産・子育てができる環境づくり
- 第2章 持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成
- 第3章 高等教育機関等との多様な連携や交流の推進
- 第4章 学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成
- 第5章 スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり
- 第6章 郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり
- 第7章 人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

第2編

**新たな魅力や
価値が創造され、
人が集い、働き、
にぎわいのあるまち**

- 第1章 持続的に発展する地域産業の振興とイノベーションを生み出す新産業の創出
- 第2章 広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興
- 第3章 豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

第3編

**誰もがいきいきと
支え合い、
元気に安心して
暮らせるまち**

- 第1章 一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり
- 第2章 誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進
- 第3章 高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり
- 第4章 障害があつても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり



第4編

人が行き交い、
魅力にあふれ、
都市と自然が調和した
快適なまち

第1章 快適で魅力ある都市環境と良好な都市景観の形成

第2章 利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実

第3章 人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用

第4章 豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり

第5章 環境にやさしい資源循環型の社会づくり

第5編

災害に強く、
犯罪や事故の少ない、
安心して安全に
暮らせるまち

第1章 防災・減災対策の推進

第2章 消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

第3章 事故や犯罪のない地域づくり

第4章 安全な水の安定的・持続的な供給

計画の
実現に向けて

第1章 市民と行政がともに進めるまちづくり

第2章 まちの魅力アップと市内外へのプロモーション

第3章 健全で効果的・効率的な行財政運営

第4章 行政サービスの利便性向上



総合計画におけるSDGs～SDGsとまちづくり総合プランの一体的な推進～

SDGsにおいては、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現することが求められています。

本市における各施策の推進にあたっては、SDGsとの関連を意識し、市民・団体・事業者等によるSDGsを推進する取組との連携、支援を行うことで、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むこととします。

SDGs17の目標について

1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	



第 1 編

未来を担う 心豊かで元気な人が 育まれるまち

第 1 章

安心して出産・子育てができる環境づくり

第 2 章

持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

第 3 章

高等教育機関等との多様な連携や交流の推進

第 4 章

学びを通じた人とのつながりの促進と、地域で自ら行動するひとの育成

第 5 章

スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

第 6 章

郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり

第 7 章

人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

安心して出産・子育てができる 環境づくり

▶ 基本方針

市民が安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感して暮らせる環境をつくります。

そのため、市民の生活スタイルや多様なニーズに応じて、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実を図ります。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
子育てをしやすいと思っている市民の割合	48.2%	70.0%

▶ 現状と課題

- 令和5（2023）年4月に、子ども施策を社会全体で総合的に推進することを目的とする「子ども基本法」が施行されました。地方公共団体は、子どもの状況に応じた施策を策定・実施するとともに、子ども施策の策定等にあたって子どもや子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講じ、若者や子育て世代が家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備を進めています。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦や子育て家庭を支える力が弱くなっています。また、虐待・貧困・ヤングケアラー（※）など子どもの置かれている状況は深刻化しています。そのため、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちづくりを市民が一体となって推進していく必要があります。本市においても、子ども・子育て応援条例を制定し、まち全体で子ども・子育て施策を推進することとしています。
- 令和4（2022）年6月に児童福祉法が改正され、各自治体において子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「子ども家庭センター」の設置が努力義務とされ、相談支援体制を一層充実させていく必要があります。
- 本市では、妊娠期から子育て期にわたり保健や医療、福祉等の連携による切れ目ない支援を行っています。核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっています。今後も、関係機関等とのさらなる連携強化により、妊産婦等への相談支援の充実を図るとともに、子育て期における仲間づくりや地域での見守り等地域全体で子育てを支援することが大切です。
- 共働き世帯の増加や就労形態の多様化が進む中、保育所等については待機児童ゼロを維持しています。一方で、学童保育所・学童クラブでは待機児童が生じていることから、働きながら子育てしやすい環境づくりに向け、施設の整備をはじめ学童保育所・クラブの待機児童対策を進めています。
- ひとり親家庭や発達障害を含む障害児への支援、さらには近年全国的に増加している児童虐待事案への対応等個々の状況に応じた支援や相談体制の充実が求められています。
- 経済的不安や結婚観の変化、出会いの場の創出により、未婚化・晩婚化が進行する中、事業者や団体等による出会いの場の創出により、結婚をサポートする取組が広がっています。そうした中、個人の選択や価値観は尊重しつつ、結婚を望む人の希望が実現できるような支援が求められています。

※家族にケアを要する人がいることで、家事や家族の世話をを行う子どものこと。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、自身の育ちや教育に影響を及ぼすことがある。

施策推進の視点

視点1 母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

視点2 子育てがしやすい環境づくり

子育てに伴う保護者負担の軽減や働きながら子育てがしやすい環境づくりに向けて、子どもや家庭の実情に応じた柔軟な子育て支援の充実に取り組みます。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

視点3 様々な家庭への子育て支援

ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待への相談・支援の充実を図ります。

視点4 結婚の希望に向けた支援

事業者や団体等と積極的に連携しながら、結婚を希望する人に対する出会いや交流の機会づくりに取り組みます。



▲マタニティ＆ママのほっとスペース

持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成

▶ 基本方針

児童生徒が持続可能な社会の創り手となれるよう、知識・技能とそれらを活用する力を育成し、社会において自立的に生きるために基盤を培うとともに、将来の夢や目標に向かって主体的に学習に取り組む態度を育成します。

そのため、知育・德育・体育のバランスが取れた教育を推進するとともに、安心して学べ、地域とともにある学校づくりに取り組みます。また、児童生徒の豊かな学びを実現できるよう、学校教育環境を充実させます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
中学生の将来に向けた意欲	83.1%	85.0%

▶ 現状と課題

- 近年の全国学力・学習状況調査の結果から見た本市の児童生徒の学力は、課題があることから、個々の学力の実態に応じた指導を行い、学力の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲を高めていく必要があります。
- 不登校児童生徒は、近年、増加傾向にあることから、教育相談体制の拡充等を進めてきました。今後も、児童生徒とその保護者等に寄り添った相談対応や関係機関とのネットワークを活用した支援を一層充実させる必要があります。
- 全ての中学校区に小中一貫教育制度の導入を進めています。令和5(2023)年度に制度を導入した宮原中学校区では、学力向上や中1ギャップの解消などの効果も見られています。今後、各中学校区への制度導入後は、学習指導や生徒指導などの面で導入効果の検証等を丁寧に行いながら、教育活動の充実を図る必要があります。
- 学校・家庭・地域が連携し、健全な青少年を育成するため、「共に育ち、共に育てる（共育）」と「響き合って、育ち合う（響育）」の風土の醸成に取り組んできました。また、中学校区単位でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めており、地域学校協働活動との一体的な推進を図りながら、「地域とともにある学校」づくりを推進する必要があります。
- 各学校は、ユネスコスクールとして、10年以上にわたり、持続可能な開発のための教育（ESD）を実践してきました。今後も引き続き、持続可能な社会の構築について自ら考え、行動できる児童生徒を育成していく必要があります。
- 児童生徒数の減少に伴い、特に小学校の小規模化が進行しており、適正規模・適正配置の観点から小学校の再編を進めるなど、より望ましい教育環境を整備する必要があります。
- 学校再編との整合を図りながら、学校施設の長寿命化改修、空調設備設置等を進めています。今後は、安全・安心かつ環境にも配慮した学校施設の整備に取り組む必要があります。
- 教職員の資質・能力の向上や指導体制の充実を図るため、教育課程の見直し等を行ってきました。今後も、教職員が本来の業務に専念できるよう、ICTの活用などにより、学校運営の一層の見直しを進める必要があります。

施策推進の視点

視点1 社会的自立の基盤となる資質や能力の育成

義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒に「確かな学力（知）」、「豊かな心（徳）」、「健やかな体（体）」をバランスよく育成し、社会において自立的に生きるための基盤となる資質や能力を培います。

視点2 安心して学べる学校づくり

いじめや不登校の未然防止や早期対応、経済的困難を抱える保護者の支援など、誰一人取り残さない、安心して学べる学校づくりを進めます。また、児童生徒一人一人の多様な教育的ニーズに応じた的確な支援や指導の充実に努めます。

視点3 地域とともにある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的・効果的に推進し、学校・家庭・地域の連携による学校運営や児童生徒の規範意識の育成、「共育」と「響育」の風土の醸成など、地域とともにある学校づくりに取り組みます。

視点4 学校教育環境の充実

本市の実情に応じた活力ある学校づくりの実現のため、ICT環境の整備や適正規模化・適正配置による学校再編整備等を推進します。また、児童生徒の豊かな学びを育むことができる、安全・安心で、かつ環境への負荷を考慮した施設整備を図るなど、学校教育環境を充実させます。



▲自分の考えを表現する授業の様子

高等教育機関等との多様な連携や 交流の推進

▶ 基本方針

市民の身近なところで専門的な教育を受けることができ、高等教育機関等との連携や交流、学生等のまちづくりへの参加が進むまちを目指します。

そのため、高等教育機関等との連携を進めながら、専門的で高度な教育を受ける機会を確保するとともに、高等教育機関等の持つ知見を地域課題の解決に活かしていきます。さらには、まちづくりに高等教育機関等の学生等の参加を促すことを通して、まちを支える人づくりを促進します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
高等教育機関等との連携事業数	40事業	40事業

▶ 現状と課題

- 国においては、地方創生をより一層推進する観点から、地域と連携した課題解決や地域産業を担う高度な地域人材の育成等に取り組む高等教育機関への支援の強化、雇用創出・若者定着に向けた取組が進められており、高等教育機関がまちづくりに幅広く貢献していくことが求められています。高等教育機関は、地域の人材を育成し、地域経済・社会を支える基盤となるものであり、地域ニーズを踏まえた質の高い高等教育機会の確保や人材の育成、地域課題の解決、市内への若者の定着促進を図るために、高等教育機関と行政等の連携協力の強化が不可欠となっています。
- 高等学校においても、変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、地域課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標とした「総合的な学習(探究)の時間」を設けることとされています。自己の在り方・生き方と切り離せない課題を、自ら発見・解決できる人を育成していくためにも、様々な機会を通じて高等学校のニーズを把握し、連携を深めるとともに、本市のまちづくりへ生徒が主体的に参加できるよう、情報提供の工夫と参加機会の充実が必要です。
- 本市には、帝京大学福岡キャンパスや有明工業高等専門学校をはじめ、4校の公立高等学校、3校の私立高等学校が立地し特色ある教育が実施されています。高等教育機関等の存在は、本市の教育水準の向上や教育を受ける機会の多様化に寄与するとともに、高度な専門教育による優秀な人材の輩出や地域の活性化等が期待されることから、今後も多様な学びの場の確保や充実が望まれます。
- 本市は、帝京大学、久留米大学、日本経済大学、有明工業高等専門学校等と連携協定を締結し、教育や健康・福祉、就職促進、空き家活用などにおける連携を進めてきました。あわせて、市外の高等教育機関等が本市をフィールドとした調査・研究を行う際の支援を行うことにより、本市の地域課題の解決に向けた実証実験等の取組が実施されました。今後も高等教育機関等が持つ専門性、知見を様々なまちづくりの分野に活かしながら、さらなる連携へとつなげていくことが期待されています。
- 帝京大学における学生ボランティアによる活動や、有明工業高等専門学校における空き家の調査や利活用、市営住宅のコミュニティ活性化などへの取組、さらには、各高等学校の学生が主体となり、まちの魅力をPRする活動等が進められています。こうした取組は、本市のまちづくりの一翼を担うとともに、本市への愛着を醸成するなど、まちを支える人づくりに寄与することから、そのような機会の充実が求められています。

施策推進の視点

視点1 高等教育機関等との連携の推進

高等教育機関等の持つ知見による地域課題の解決や地域において高度な教育を受けることができる環境の充実を図るため、同機関等が持つ教育資源の有効活用や人的な交流を通じた連携強化に取り組みます。また、市民がより高度な知識や情報を得ることができるよう、高等教育機関等における公開講座等の開催を促進します。

視点2 学生等のまちづくりへの参加促進

地域の取組や行政が実施する事業への学生等の参加を促すことを通して、豊かな人間性と自主性、社会性を涵養し、主体的な活動などに結びつくよう人づくりを支援します。



▲高校生が主体となって実施した「絆と夢の青春祭」

学びを通じた人とのつながりの促進と、 地域で自ら行動するひとの育成

▶ 基本方針

誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、ともに学び続け、自ら行動する担い手がはぐくまれるまちを目指します。

そのため、次世代を担う子どもたちが将来においての自己実現ができる取組、学びを通じて人々のつながりを作り出し、持続的な地域コミュニティを支える人づくりを進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
地域のために自らが出来ることに取り組みたいと思う市民の割合	46.2%	50.0%

▶ 現状と課題

- 将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを地域や社会全体で育てるため、本市では、子どもや中高生、若者を対象とした他者との協働、体験活動を通して、将来における自己実現ができる取組や、まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めており、今後も取組の充実が求められています。
- 一人ひとりが持続可能な社会づくりの担い手に育つための目標や学びであるSDGs/ESDは、人生100年時代において、生涯を通じてあらゆる場面で実践される必要があることから、今後も、地区公民館を中心に学校や地域と連携しながら、積極的に事業展開することが求められます。
- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人とのつながりの希薄化、障害者や高齢者等に関する課題が顕在化・複雑化しています。そのため、地域が直面する課題を把握するとともに、地域づくりにつながる学習活動や住民のニーズに合った事業の展開、だれもが地域活動ができる社会教育施設等の機能向上が必要です。
- 本市の社会教育施設である地区公民館は、市内7カ所に設置され、市民の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行っています。一方で、施設の老朽化や他の施設との機能の重複がみられることから、中学校の再編計画や新たな公共施設の建設・廃止などの動きを注視しながら見直す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、情報端末やインターネットを活用するなど学習活動においてもデジタル化が進んでいます。本市では、令和3(2021)年度に社会教育施設の全館Wi-Fiを整備しましたが、今後も住民のデジタルリテラシーの向上を目指すため、いつでも、どこでも、誰とでも、自分らしく気軽に学ぶことができる環境整備や学習活動・地域活動等の情報発信を行うことが必要です。
- 本市における非行者率は、以前は全国や福岡県の平均を大きく上回っていましたが、教育機関や関係団体等の取組により年々減少し、現在は国や県の平均以下になるなど大きな改善が見られます。一方、SNSに起因するいじめや依存の問題をはじめ、犯罪に巻き込まれるケースが社会問題化しています。このような多様化する問題に対し、非行防止や被害防止のためには、広報啓発や環境浄化などによる少年の健全育成に向けた取組の充実が求められています。

施策推進の視点

視点1 次世代を担う子どもを地域や社会全体ではぐくむ

次世代を担う子どもたちが、さまざまな体験や活動を通じて、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることで、将来にわたってまちづくりに参画する姿勢をはぐくみます。また、高齢者や子育て世代をはじめとする地域の人が、学習活動や地域活動を通じて子どもの主体性を大切にしながらその成長を支えていけるよう取り組みます。

視点2 SDGs/ESDを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくり

市民の主体的な学びや活動の機会を設けるにあたり、SDGs/ESDの視点を持った取組を展開することで、自ら行動する意欲や地域で活動する力をはぐくむ「人づくり」、活動を進めるための「つながりづくり」、それにより地域が直面する課題を発見・共有し解決していく持続可能な「地域づくり」へとつなげます。

視点3 学習環境の整備・充実

様々な人が学習情報を入手しやすいよう、情報発信を工夫するとともに、対面だけではなく、オンラインを活用した学習の場を提供します。さらに、市民がいつでも、どこでも学習活動を行えるよう環境整備を図り、学んだ成果を社会に還元させる「知（学び）の循環」の仕組みづくりとともに、生涯学習、ボランティア活動、地域活動に参加してもらうような取組を促進します。

視点4 社会教育施設の機能向上

様々な人の学習活動・地域活動・ボランティア活動の支援を行うため、社会教育施設の今後の在り方を検討するとともに、施設の機能向上を進めます。

視点5 青少年の問題行動や悩みへの対応

街頭指導や環境浄化などの健全育成活動により、青少年の非行や犯罪被害を防止します。また、SNSに起因するいじめや依存防止のための適正利用や被害防止の啓発について、関係機関などとの連携を強化しながら取り組みます。



▲子ども未来デッサン

スポーツに気軽に親しめる機会と環境づくり

▶ 基本方針

誰もが、ライフステージに応じてスポーツに親しみ、楽しむことで、生涯にわたり心身ともに健康で、活気にあふれた生きがいある生活を営むことができるまちを目指します。

そのために、いつでも、どこでも、誰でも気軽に生涯にわたりスポーツに親しむことができるための機会づくりや支援の仕組みづくり、また、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
週1回以上、運動・スポーツを行っている市民の割合	39.6%	70.0%

▶ 現状と課題

- スポーツは、心身の両面に影響を与え、健康・体力づくり、交流・仲間づくり、生きがいづくりを促すほか、スポーツ大会・イベント等の開催やスポーツツーリズムの推進等によって、地域のコミュニティづくりやまちの活性化などに多様な効果が期待されています。
- 本市では、運動・スポーツを全く行っていない成人が半数を占めています。運動・スポーツの実施率は、国・県と比べて低い状況となっており、市民の体力向上や健康づくり等のためのスポーツの習慣化が課題となっています。そのため、地域に身近な所で運動に親しめる仕組みづくりが必要です。
- 本市では、平成2（1990）年にスポーツ都市宣言を行い、スポーツを通して住みよいまちづくりを推進してきました。さらには、市民が生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりを進めており、体育協会をはじめスポーツ団体や各種団体などと連携した活動を行い、市民大会はもとより全九州都市対抗陸上競技大会、西日本中学駅伝競走大会などの広域的な各種大会も開催されています。
- 本市では、高等学校における部活動は盛んであり、各種競技大会で全国的にも好成績を残しています。一方で、少子化に伴い、地域に密着したスポーツ少年団においては、団員が減少し、中学校の部活動においては、希望する部活動が選択できない状況が生じています。また、スポーツクラブの運営においては、会員の確保、指導者の高齢化に伴う後継者の確保、活動場所の安定的な確保等が課題となっています。
- 総合体育館の利活用については、周辺の延命公園や動物園との相乗効果が期待でき、スポーツ施設としてだけではなくさまざまな機能が望まれており、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に利用しやすい環境を整える必要があります。
- 本市には総合体育館をはじめ、延命球場、御大典記念グラウンド、テニスコートなどの市営の施設や県営の施設として緑地運動公園があります。しかし、一部の老朽化したスポーツ施設については計画的な改修が必要です。

施策推進の視点

視点1 誰もがどこでも気軽に親しめるスポーツ活動の機会づくり

子どもから高齢者、障害のある人、健康面に不安がある人や、日頃スポーツに親しみがない人などが気軽にスポーツに親しめる機会づくりを推進します。また、外出が困難な状況になんしても、他の人と一緒に活動ができるよう、ICTを活用したスポーツの機会創出等に取り組みます。

視点2 活気あるスポーツ活動を支える仕組みづくり

市民が豊かなスポーツライフを形成し、定着していくことができるよう、活動支援のための仕組みづくりを推進します。また、スポーツ組織・団体の連携を促進するとともに、活動の活性化を図り、スポーツを通したまちづくりを推進します。

視点3 スポーツがしやすい環境づくり

市民が身近なところで、いつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備・充実、学校体育施設の開放など、多様なスポーツ活動の場を提供するとともに、指導者の育成やスポーツ情報等の提供など、スポーツがしやすい環境づくりを推進します。



▲福岡県民スポーツ大会

郷土の歴史と文化芸術を通して 心豊かに生活できる社会づくり

▶ 基本方針

郷土の歴史や遺産を大切に継承・活用し、郷土を愛する気持ちと誇りをはぐくむとともに、市民が文化芸術を通して心豊かで充実した生活を送ることができる文化の薫るまちを目指します。

そのため、郷土の歴史と遺産を学び、理解する機会づくりや、市民が文化芸術に親しみ、参加できる機会づくりを推進します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合	47.3%	80.0%

現状と課題

- 日本の近代化を支えた産業革命遺産として世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連施設については、世界遺産条約に基づき適切に保存・管理を行うとともに、学校教育との連携や地域との協働による美化活動・イベント等の実施に取り組んでいます。市民全体に世界遺産の特徴や価値について、より分かりやすく広く周知することにより、次世代への継承とまちづくりにつなげることが求められています。
- 文化財については、指定文化財を中心に保存のための整備や啓発活動に取り組んでいます。一方で、所有者・管理者の高齢化等により、地域にある様々な文化財の中には十分に保護管理されていない状況のものもあるため、地域の特徴ある文化財のさらなる保全管理と活用が求められています。
- 文化芸術は、市民の心を潤し、豊かな感性や個性を育て、地域に活力を与えるものであり、カルタや押し花、漫画や絵本など本市の特色を活かした文化芸術事業に取り組んでいます。一方で、文化芸術団体における会員数の減少や高齢化、活動の担い手不足が進んでいます。文化芸術活動や文化芸術団体の活性化に向け、多くの市民が文化芸術事業に関心を持ち、参加する人が増えるよう、質の高い、魅力的な文化芸術活動に触れる機会や、身近な場所での鑑賞や体験の機会を充実させる取組、さらには担い手を育成する取組が求められています。
- 次世代を担う人を育むためには、子どもの頃から優れた文化芸術に触れることが重要であり、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、より多くの子ども達が質の高い文化芸術に触れる機会を提供することが求められています。そうした中、大牟田市と公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団は、地方都市では初めてとなる「音楽を通した魅力あふれるまちづくり推進協定」を締結し、今後は、質の高い音楽文化を通して次世代を担う子どもたちの育成を推進することとしています。
- 子どもから高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、市民が広く文化芸術活動に触れ、文化芸術を通じて誰もが社会参加できる共生社会の実現に向け、障害のある人の文化芸術活動の推進など多様な文化芸術の取組を進めることで、市民の多様性への理解や相互理解を進めることが必要です。
- 本市は、市民の文化芸術活動の拠点となる文化会館、カルタックスおおむたをはじめ、様々な文化施設を有していますが、老朽化が進んでいるため、適切な維持・補修が必要です。また、文化施設には人々の居場所として社会参加の機会や出会いの場を創出するなど、新たな役割も求められています。

施策推進の視点

視点1 まちの歴史や文化を守る・知る・活かす

三池炭鉱関連施設をはじめ、地域に残されている歴史遺産を適切に保存し、郷土の歴史や文化に触れ、遺産の魅力を再発見し、過去・現在・未来とのつながりについて理解を促すとともに、歴史遺産を地域づくりに活用する取組を充実します。

視点2 文化芸術事業の充実

質の高い文化芸術に触れる機会と、身近な場所で文化芸術に触れる機会の充実を図ります。あわせて、子どもや若者が文化芸術に触れ、豊かな感性を育むとともに、文化芸術に対する関心を高める機会の充実を図ります。また、誰もが気軽に文化芸術に親しめるよう、市民が参加しやすい事業の充実に努めます。

視点3 文化芸術を活用した新たな価値や多様性の創出

文化芸術が生み出す福祉、教育などの様々な分野の価値を人づくりやまちづくりの面で活かすとともに、人々の相互理解や多様な価値観が尊重される取組を進めます。

視点4 文化芸術活動への支援、環境づくり

文化芸術活動を行う市民団体への支援を行います。また、文化施設の適切な維持・補修を行うとともに、これから文化施設が地域で果たす役割について検討し、機能の充実を図ります。



▲宮原坑フェスタ

人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり

▶ 基本方針

市民一人ひとりが人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現を目指します。

そのため、人権や男女共同参画についての理解を深めるとともに、関係機関や関係団体等と連携し、だれもが個性と能力を十分に発揮し、ともに支え合い活躍できる社会を目指します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
人権が尊重されていると思う市民の割合	63.4%	69.0%
性別による固定的な役割分担意識に同意しない市民の割合	64.9%	70.0%

現状と課題

- 同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がいのある人等のさまざまな人権問題に加え、新型コロナウイルス感染症等の病気に対する差別や偏見、あるいは、インターネット上の誹謗中傷、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の人権侵害が深刻化しています。特に、性的マイノリティ（LGBT）等に対する問題に対しては、令和5（2023）年6月にLGBT理解増進法が施行され、今後より一層の理解の促進が求められています。
- 平成28（2016）年には、部落差別解消推進法など人権に関する、いわゆる人権3法が施行されており、さらに人権問題についての正しい理解と認識を総合的に深めるための教育及び啓発を進めるとともに、関係機関等との連携により、人権擁護への対応を進める必要があります。
- 男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は整備されてきました。一方で、女性に対する差別や偏見が意識や行動の中に残っています。また、就労環境や子育て、介護など、様々な問題で悩む女性が多く存在します。こうしたことから、男女の役割を固定的に考えず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす意識づくりを行う必要があります。
- あらゆる分野において女性の社会参画を進めるための法整備や施策が取り組まれています。一方で、未だ男性が中心となっていることが多く、女性が自らの意識と能力を高め、力を発揮するとともに、女性も男性も、仕事、家庭、地域活動などにおいて調和のとれた自分らしい生き方の選択ができる社会づくりを進める必要があります。

施策推進の視点

視点1 人権に関する教育・啓発の推進

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、人権についての正しい理解を深めるため、関係機関と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組みます。

視点2 人権擁護の推進

人権問題の総合的な解決に向け、関係機関との連携を図りながら、人権擁護を推進します。

視点3 男女がともに生きる社会への意識づくり

家庭、職場、地域などの様々な分野において、一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、日々の生活の中で行動していくための意識啓発等に取り組みます。

視点4 男女がともに参画する機会の確保

女性と男性がともに参画する社会環境を整えるために、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、女性の能力発揮促進や社会進出支援、女性人材情報の整備・充実などに取り組みます。



▲人権フェスティバル

第2編

新たな魅力や価値が
創造され、人が集い、働き、
にぎわいのあるまち

第1章

持続的に発展する地域産業の振興とイノベーション
を生み出す新産業の創出

第2章

広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる
商業の振興

第3章

豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

持続的に発展する地域産業の振興と イノベーションを生み出す新産業の創出

▶ 基本方針

強い産業競争力を持ち、市場ニーズの多様化や経済のグローバル化に加えて、デジタル化や脱炭素化などに対応し、自発的・持続的な成長を続ける魅力のある企業にあふれたまちを目指します。

そのため、既存企業による技術力や生産性の向上をはじめ、企業誘致やイノベーションの創出、さらには、人材の確保と育成、三池港の利用促進を中心とした貿易の振興に取り組むことで、企業の持続的発展を促進します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
進出企業数（増設を含む）	8社	5社

▶ 現状と課題

- 市内の中小企業が持続的に発展するためには、デジタル化や脱炭素化など経済社会を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら、経営の効率化をはじめ技術の高度化、新商品の開発、取引拡大などを図るとともに、それを担う人材の確保や育成が必要とされています。一方、経営資源が限られる個々の企業にあっては、こうした取組を単独で行っていくことに限界があるため、商工会議所をはじめとする関係機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業活動を積極的に支援していく必要があります。
- イノベーション創出拠点「aurea」が令和4（2022）年10月にオープンし、積極的な誘致によりIT関連企業等が進出しています。aureaを核として、交流促進やデジタル人材の育成を進めるとともに、地域企業へのIT導入支援、あるいは周辺の空きオフィス等への誘致等により、新たな技術の導入や価値創造を通じた企業の競争力強化や、さらなるイノベーションの創出が求められています。
- 企業誘致は、新たな雇用の創出、収税の確保、取引の拡大など地域経済の発展に大きく寄与します。企業立地の受け皿となる本市の工場適地が少なくなってきたことから、更なる企業の誘致に向け、新たな産業団地を早急に整備する必要があります。
- ハローワーク大牟田管内（大牟田・柳川・みやまの3市）では、求職者の増加を上回って求人数が増加しているため、市内事業所においての人材確保が困難な状況となっています。また、本市の高等学校等における新規就職者のうち市内企業への就職率は約2割になっていることから、地域企業の人材確保支援とともに新卒者の地域企業への就職を積極的に促進する必要があります。
- 世界的な港湾混雑による海上運賃の高騰等により、三池港や周辺の港湾（博多港、伊万里港、八代港など）でも国際コンテナ取扱量が減少しています。三池港の利用促進を図るために既存航路の週2便化や新規航路の誘致、荷主企業の獲得に向け、更にポートセールスを強化することが必要です。また、国や県による三池港港湾計画における整備事業の早期の実現を働きかけ、企業等のニーズに沿った港湾整備を促進していくことが必要です。

施策推進の視点

視点1 企業の競争力強化

国・県や商工会議所、産業支援機関や大学・高等専門学校の研究機関と連携し、企業が取り組む経営の効率化や技術の高度化、販路開拓等を支援するとともに、新たな事業展開や技術の導入、新商品の開発を促進することで、企業の競争力強化やイノベーションの創出を推進します。また、企業成長を支える人材の育成を促進します。

視点2 企業誘致による新たな雇用の創出

企業誘致の受け皿となる新たな産業団地の整備を進めていくとともに、中心市街地の空きオフィス等を含め、IT関連企業、研究開発型企業等の誘致の推進等により、若者に選ばれる雇用環境づくりを進めます。

視点3 人材確保の支援

将来のまちづくりを担う人材の確保と定住促進に向け、市内企業等の情報を広く発信するとともに、ハローワーク大牟田や市内の高等学校等で構成する人材確保推進事業実行委員会による就業促進事業などに取り組みます。

視点4 三池港の利用促進

マイポートみいけ利用促進協議会等と連携しながら、国や県による港湾整備を促すとともに、既存航路の週2便化や新規航路誘致、ポートセールスを行い、三池港の更なる利用促進に取り組みます。



▲新大牟田駅産業団地

広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興

▶ 基本方針

観光振興による本市イメージの向上と域内消費の拡大、また、商業振興による地域経済の活性化を目指します。

そのため、地域資源を活用して本市の魅力を向上させるとともに情報発信を行うことで、本市への来訪及び市内回遊を促し、域内消費の拡大を図ります。また、新規創業の促進や個性豊かで選ばれる店づくりを支援します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
動物園、石炭産業科学館、観光物産館への来場者数	297千人	370千人
新規創業件数	24件	20件

▶ 現状と課題

- 世界遺産にも登録された三池炭鉱関連施設をはじめ、大牟田市動物園、おおむた「大蛇山」まつりなど本市の地域資源について、後世につなげるとともに、市内外の方にその魅力や価値を伝え、更なる交流人口の増加につなげることが必要です。
- 大牟田市動物園は、「動物福祉を伝える動物園」としての取組が評価されています。そのため、この取組を継続・充実させることで施設の魅力向上につなげていく必要があります。
- 本市には多くの飲食店が集積しており、若手経営者等による趣向を凝らした魅力的な店舗の開店も進んでいます。一方で、来訪者の消費が観光施設内に留まっており、また、滞在時間が短いなどの要因から、観光消費額は、観光入込客数が同程度の近隣市と比べて低くなっています。そのため、観光施設等への来訪者を飲食店等へ回遊を促す施策の展開が求められています。
- 本市の来訪者は、県内及び近隣県からの来訪が多く、周辺の市町とあわせて立ち寄る傾向があります。そのため、近隣市町の来訪者が本市へ立ち寄る誘客の視点を取り入れ、広域連携的視点により来訪者を相互に送客しあう取組や近隣市町等をターゲットとした効果的なプロモーションが重要です。
- インターネットによる通信販売など販売形態の多様化により、地域商業には、消費者に魅力を感じてもらえる付加価値の創出やデジタル技術を活用した販路の開拓など、消費者ニーズを捉えた柔軟な取組が求められています。

施策推進の視点

視点1 地域資源の価値の再認識、磨き上げと活用・受入環境の整備

大牟田にある地域資源を、将来にわたって守り、育てるとともに、魅力を高め、本市のイメージを向上させます。また、地域資源の持つ価値をわかりやすく伝える取組や再認識する取組を推進します。さらに動物園においては、動物福祉を充実させるために必要な施設や来園者の利便性向上のための整備を進めます。

視点2 民間団体・事業者等との連携による来訪者の域内消費の促進

域内消費の拡大を図るため、本市への来訪者を市内飲食店・物販等へ回遊させる取組を展開するとともに、イベントや食・土産品の開発・販売への支援、ナイトタイムエコノミー（※）の推進等を図ります。

視点3 広域連携的視点による誘客と効果的なプロモーション

福岡県や有明圏域定住自立圏等、より広域的な枠組による連携を強化し、誘客を推進します。また、市公式観光サイト「おおむたOne plate」を活用し、目的やターゲットを捉えたプロモーションを一元的に行うとともに、閲覧者層などの分析を行い、来訪者の獲得のほか、消費拡大や再来訪につなげます。

視点4 個性豊かで選ばれる店づくり

新規創業を促進するとともに、魅力や価値により選ばれる個店づくりへの支援を行います。また、デジタル化や消費者行動の変化に対応する取組や情報発信の充実による事業者の競争力強化を推進します。



▲大牟田市動物園

※夜間の経済活動の活性化による消費拡大のこと。

豊かな自然を活かした農業・漁業の振興

▶ 基本方針

豊かな自然の中で、農産物・水産物を安定して生産できる、持続可能な農業・漁業のあるまちを目指します。

そのため、生産技術指導や生産施設整備等の支援を行うとともに、担い手の育成・確保を図ります。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
農業・漁業新規就業者数	3人	4人

▶ 現状と課題

- 本市においては、平坦部や丘陵地、有明海などの豊かな自然の中、水田を活用した米、麦、大豆を中心に、施設園芸のイチゴ、アスパラガス、果樹のミカン、ブドウのほか、畜産、タケノコやノリなど、多様な農林水産物が生産されています。
- 近年、大規模災害の多発や世界情勢等の影響による原油価格、生産資材の高騰により、農業・漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。本市では、農業・漁業ともに従事者の高齢化が進み、担い手不足が課題になっており、中山間地域で、この傾向が顕著となっています。このため、将来の担い手となる新規就業者や後継者等が安心して就業できる支援と農漁業者の経営を安定させることが必要となっています。
- 民間企業や農協等と連携し、高精度な農業機械作業ができる環境を構築するとともに、ICT技術やロボット技術を搭載した農業用ドローンやコンバイン等の農業用機械の導入に対する支援や体験会の実施により、スマート農業を推進しています。スマート技術を導入し、農業・漁業の生産コスト低減を図るとともに、新たな作物の栽培・農商工連携などによる経営の多角化・収益性向上への取組が必要となっています。
- 国内外では、SDGsへの関心が高まり、環境重視の動きが加速している中、農業・漁業の現場でも二酸化炭素の削減や化学農薬・化学肥料低減の取組等の環境負荷の少ない持続可能な生産体制の構築が求められています。
- 近年、天候や海況の影響により有明海の水産資源は不安定な状況にあります。このため、ふく砂や放流事業等により有明海の漁場環境の改善を図るとともに、漁業施設整備等への支援により経営の安定化につなげる必要があります。
- 水路・農道・ため池・井堰等は老朽化した施設が多く、これらの施設は農業生産だけでなく、防災・減災の観点からも、計画的に施設の改良、整備や廃止等を行う必要があります。また、高齢化等により施設維持や環境保全等の活動が低下傾向にあるため、こうした活動への支援が必要となっています。
- 市内、特に中山間地域では、狭小で不整形な農地があることで生産性が低くなっています。そのため、面的な整備に向けた取組が必要となっています。
- 自然環境の変化に加えて狩猟者数の減少に伴い、有害鳥獣による農業被害が出ています。そのため、農家が安心して営農できるよう被害の軽減を図る必要があります。

施策推進の視点

視点1 担い手の育成・確保と経営力の強化

新規就業者が安心して農漁業に取り組めるよう、県や農業協同組合、漁業協同組合等の関係機関と連携し、相談窓口対応や栽培指導等の支援に取り組みます。また、スマート技術を活用した農漁業用機械・施設等の導入支援や農商工連携、ブランド化の推進等による収益性向上に向けた支援等に取り組みます。あわせて、作業効率が高く省エネルギーな機械導入の支援により、生産過程における二酸化炭素削減や化学農薬・化学肥料低減の取組を促進します。

視点2 生産基盤整備の推進

農水産物の生産、安定供給を確保するため、老朽化が進む水路・農道・ため池・井堰等の計画的な整備、維持管理や廃止等により、農地の保全に努めるとともに、農地や山が有する国土保全・水源涵養等の多面的機能の維持・発揮のための活動を支援します。あわせて、中山間地域の未整備の農地については、面的な整備に向けた取組を推進します。また、漁業の生産基盤である施設の保全整備を支援します。

視点3 有害鳥獣による被害軽減

イノシシ等の有害鳥獣による農産物の被害軽減を図るため、鳥獣の侵入防止柵等の整備を促進するとともに、捕獲による個体数の調整に努めます。



▲自動運転技術を備えたコンバイン

第3編

誰もがいきいきと 支え合い、元気に 安心して暮らせるまち

第1章

一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり

第2章

誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくり
と疾病予防の促進

第3章

高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境
づくり

第4章

障害があっても、社会のあらゆる場面で自分らしく
暮らせる環境づくり

一人ひとりが尊重され、 安心して暮らせる環境づくり

▶ 基本方針

市民や地域の多様化・複雑化したニーズに対応し一人ひとりが安心して地域で暮らし続けるために、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのため、市民や地域の多様な主体が地域の中でお互いに見守り支え合う地域づくりとあわせ、身近な相談支援の場を確保し包括的な支援体制を整備します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
家族以外にも不安や困りごとを相談できる人がいると思う市民の割合	60.4%	70.0%

▶ 現状と課題

- 本市においては、高齢、障害、生活困窮など、単独の支援機関では十分に対応できない複合的な課題の解決を図るため、多機関連携等による重層的な支援体制の構築を進めています。一方で、人口減少や少子高齢化により、地域コミュニティや福祉サービスの担い手不足がこれまで以上に深刻化するなど、地域社会の持続可能性が課題になっています。今後も、市民や行政をはじめ、地域コミュニティ組織、団体、事業所等の地域の多様な主体が、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えてつながることで、住民一人ひとりが尊重され地域とともに創っていく「地域共生社会」を実現していく必要があります。
- 本市では、市民や事業者と協働し、認知症を地域の中で支え見守るための体制づくりなどに取り組み、「高齢者に優しい福祉のまち」として国内外から注目を集めています。これまでの取組を活かしながら、高齢者だけでなく、障害のある人や子育て世帯、生活困窮者など誰もが住みなれた地域でお互いが支え合い、助け合いながら、自立して暮らし続けることができるよう取り組む必要があります。また、幅広い社会参加や就労に向けた支援により、社会的孤立を防ぐ必要があります。
- 8050問題（※）やヤングケアラーなど、分野の壁を越えて対応が必要とされる複雑かつ複合的な課題を抱える住民からの相談が増加しています。だれもが安心して暮らすことができるためには、こうした地域課題、生活課題を地域住民や地域に関わる多様な主体が自ら解決していく力を育むとともに、支援者が伴走しながら包括的に支援をしていく相談体制の充実を図り、周知啓発にも注力していくことが必要です。

※80歳代の親が引きこもり等を理由に50歳代の子どもの生活を支えている状態。

施策推進の視点

視点1 地域の中でつながり・支え合う仕組みづくり

地域住民や地域に関わる多様な主体が地域課題を把握して解決を試みる仕組みづくりや、地域課題を包括的に受け止めることのできる仕組みづくりを支援します。また、行政や市民、事業所等が一体となって、地域の誰もが参加できる「場」や「機会」をつくり、参加者の相互理解を促進することで、地域のつながりの再構築を図ります。

視点2 誰もが安心して相談できる体制の構築

身近な相談支援の場を確保し、相談内容を問わない相談支援の場の周知啓発のほか、多様化・複雑化している地域住民の生活課題の解決に向け、関係機関との連携や他分野との協働など解決機能を高めていきます。

視点3 生活困窮者の自立支援と生活保護等の制度の周知

生活困窮者の自立を図るため、社会福祉協議会などの専門機関と連携して、生活再建に向けた自立相談や家計相談等の伴走型支援を行います。また、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、生活福祉資金貸付や生活保護などの制度周知に努めます。

視点4 幅広い参加・就労に向けた支援

誰もが持てる力を生かし、社会的に孤立することがないよう、幅広い社会参加の機会の創出や働きたいと思った人が一人でも多く就労できるよう支援を行っていきます。



▲民生委員の活動

誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進

▶ 基本方針

誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせるまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりの健康づくり活動の促進と環境づくりに取り組み、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ります。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
健康づくりに取り組んでいる市民の割合（5項目以上の活動）	24.4%	50.0%

▶ 現状と課題

- 我が国の平均寿命は世界でも高い水準にありますが、平均寿命と健康寿命の間には男性で約9年、女性で約12年の差があると報告されています。個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会的負担の軽減が期待されることから、多くの人の健康意識の向上や健康寿命のさらなる延伸を進める必要があります。また、近年では地域や社会経済状況の違いにより、集団における健康行動や健康状態に差（健康格差）が生じていることが明らかになっています。
- 新型コロナウイルス感染症は世界的な広がりを見せ、国内及び市内でも多くの感染者が発生しました。疾病や感染症による健康リスクを減らすためには、適度な運動と食事を心がけるなど、平時からの健康づくりが重要になります。
- 現在の健康状態は、これまでの生活習慣や食生活の積み重ね、社会環境などが大きく影響しています。そのため、胎児期から高齢期までの疾病リスク等を長期的に捉えた上で、各ライフステージ特有の健康課題に応じた働きかけを行うことが必要です。
- 本市はがんで亡くなっている人が最も多く、心疾患などの要因となる高血圧症の患者も多くなっています。また、一人あたり医療費が国・県を上回る状況が続いていること、重症化により重篤な合併症を引き起こす糖尿病の患者や骨折患者が多いことも特徴の一つです。
- 保健センター「らふる」を中心に、ウォーキングの推奨、民間企業等との連携による意識啓発、各種健（検）診等による生活習慣病予防等を取り組んでいます。一方でがん検診を含む各種健（検）診の受診率は全国平均より低くなっています。受診率の向上に向けた取組が必要です。
- 予防接種は病気を防ぐ強力な予防方法の一つです。あわせて、予防接種の効果や接種後の副反応の情報だけでなく、その病気にかかった時の重症度や合併症のリスク、周りにいる大切な人に与える影響についても情報提供していくことが重要になります。
- バランスの取れた食生活の実践や食育の推進に関するボランティア活動への参加など、食育を実践している人の割合は低い状況にあります。胎児期から高齢期に至るまで実践を重視した切れ目のない食育の推進をする必要があります。
- 病院や診療所などの医療機関が互いに連携することで、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築することが求められています。本市は、地域の中核病院である大牟田市立病院を中心として、地域医療水準のさらなる向上を進めるとともに、医師会をはじめ地域の医療機関と連携しながら地域医療体制の構築を進めています。一方で、医師の高齢化、小児科医や産科医などの専門医不足により、急を要するときの必要な診療体制が維持できなくなることが懸念されます。
- 国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けるための医療保険制度であり、将来にわたり安定した運営を行っていく必要があります。しかしながら、高齢化や医療の高度化などにより、医療費は増加傾向となっています。このため、健康増進や医療費の適正化の取組を進めています。

施策推進の視点

視点1 健康になる意識づくりと環境づくり

食生活、運動、歯・口腔などの健康課題に応じた啓発活動の推進や、地域の実態に応じた健康の保持増進及び疾病予防のための積極的な地域保健活動を通じて、市民の健康づくりを推進します。また、誰もが健康につながる行動を取りやすい環境づくりを進めるため、民間企業や関係団体等との連携、情報共有に取り組みます。

視点2 疾病の予防

がん検診や国民健康保険の特定健康診査などの各種健（検）診の受診の促進や、感染症の発生予防、まん延防止のための予防接種を実施するとともに、幼少期からの疾病に対する正しい知識の普及啓発、青壮年期には働く場と連携した生活習慣の改善、高齢期にはフレイル予防の推進など、胎児期から老齢期に至るまでの人の生涯を踏まえた健康づくりを推進します。あわせて、健診や介護、医療等のデータを分析することにより、地域や集団の実態に応じた健康づくりの働きかけや、生活習慣病等の発症リスクが高い人への個別指導を強化します。

視点3 食育の推進

各世代・健康課題別に沿った食に関する知識の習得・実践を推進するとともに、食育ボランティアをはじめとする地域資源を活用した食文化の継承を進めます。さらに多様なライフスタイルに適応できるよう関係団体と連携し、適切な食を自ら選択できる食環境づくりを行います。

視点4 地域保健医療の推進

医師会をはじめ地域の医療機関と連携を図りながら、市民の健康を守る地域医療体制の構築を図ります。あわせて、適正受診やかかりつけ医等の普及啓発を進めます。

視点5 国民健康保険の安定運営

安心して必要な医療を受けることができるよう特定健康診査などの保健事業やレセプト点検など、医療費適正化に向けた取組の充実強化に努め、将来にわたり持続可能で安定した運営を行います。



▲地域の健康教育

高齢になっても、いきいきと 安心して暮らせる環境づくり

▶ 基本方針

すべての高齢者が健康的で、住み慣れた地域で安心してつながりを持って暮らすことができるまちを目指します。

そのため、住まいを中心として、生活支援、予防、医療、介護のサービスが状態に応じて提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
高齢になっても、安心して暮らし続けることができると思う40歳以上の市民の割合	51.7%	60.0%

▶ 現状と課題

- 本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしできるよう、住まいを中心とし、医療、介護、介護予防、生活支援のサービスがその人の状態に合わせて一体的かつ体系的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、その基盤となる住まいやその周辺環境が高齢期の安心した生活に配慮されている必要があります。一方で、高齢者とその家族が抱える問題は複雑化しており、地域包括支援センター等の単独機関だけでは解決が困難なケースが増えています。そのため、関係機関・地域が連携し、役割分担しながら地域の居場所づくりや見守り体制の構築、認知症の人とその家族への支援の充実など、地域の課題解決に地域住民と一緒に取り組むことが必要とされています。
- 高齢者が自分らしい生活を継続するためには、隣近所の声がけによる安否確認や家事支援、買い物・通院の移動支援などの生活支援サービスが必要です。本市においては、介護保険等による公的なサービスだけではなく、地域住民同士の助け合いをはじめ、社会福祉法人やNPO、ボランティア等の多様なサービス提供主体による生活支援サービスが提供されていますが、今後もさらなるサービスの拡充に向けた支援に継続して取り組む必要があります。
- 本市では、今後の後期高齢者の増加に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者も増加することが見込まれます。医療と介護の両方を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携による支援体制の構築を図り、専門職や医療機関、介護事業所、関係団体とそれぞれの役割に応じた、連携を推進する必要があります。
- 後期高齢者医療は、福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営を行っており、市においては、各種届け出の受付業務と保険料の徴収業務を担っています。引き続き、丁寧でわかりやすい説明を行い、制度の正しい理解促進に努めていく必要があります。
- 高齢者がいつまでも生きがいを持っていきいきと活躍するとともに、できるだけフレイルや要支援・要介護状態に至らず健康に暮らし続けるためには、高齢者自身が健康づくりなどの意識を高め、地域や社会との関わりを持ち続けるつながりづくりが必要です。

施策推進の視点

視点1 いきいきと暮らすための生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域や関係機関が連携して、基盤となる生活環境づくりや地域とのつながりづくりを推進します。

視点2 安心して暮らすための医療・介護の提供

医療、介護、保健、福祉が連携した総合的な高齢者施策を展開するとともに、市民への周知を行い、その人の状態に合わせて一体的かつ体系的に必要な支援が提供される体制の構築を図ります。また、後期高齢者医療においては、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、安心して必要な医療を受けることができるよう、制度の正しい理解促進に努めます。

視点3 フレイル・介護予防の推進

仕事、家庭、学び、趣味などあらゆる面において、健康で生きがいのある生活を送ることができるような仕組みづくりや地域とのつながりづくりを進めるとともに、できる限りフレイルや要支援・要介護状態にならない、又は、重度化しないためのフレイル・介護予防の取組を推進します。



▲よかば~い体操

障害があつても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり

▶ 基本方針

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指します。

そのため、障害についての理解促進や障害福祉サービス等の充実に努めるとともに、障害のある人の社会的障壁をなくすために必要とされる合理的な配慮を行います。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
障害についての理解度	69.2%	75.0%
スポーツ教室等の利用者数	201人	890人

▶ 現状と課題

- 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、社会的障壁を除去し、地域において、誰もが多様なきっかけやつながりで参加することができる環境を整備することが必要です。また、障害を理由とする差別の解消や社会的な障壁の除去に向けた合理的配慮の提供を推進していく必要があります。そのため、本市では、行政や障害福祉関係者のネットワークにより、障害への理解促進に向けた普及啓発を進めるとともに、市民や事業者へ差別の解消や合理的配慮について、周知啓発を行っています。
- 障害のある人が希望する日常生活や社会生活を営むためには、意思決定を支援し、必要とする障害福祉サービス等を受けながら、自ら居住場所の選択ができるような環境づくりが必要です。こうした環境づくりを進めていくうえで、施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へと移行するための相談支援機能の強化やグループホームなどの生活の場の確保等が課題となっています。また、障害のある人が地域で自立した生活を送るために所得の確保が重要であり、本人の意向や適性に合った就労支援が一層求められるようになってきています。
- 本市においては、障害者総合支援法及び障害者差別解消法に基づき、障害のある人やその家族、障害者福祉関係者、行政等で構成される障害者自立支援・差別解消支援協議会を設立しました。この協議会では、関係機関によるネットワークを構築しながら、対応困難事例や就労支援等の地域課題の抽出とその解決に向け、取組を進めています。
- 障害のある人をはじめ、全ての人の社会参加を支援するため、意思疎通支援、情報の提供、行政情報へのアクセス、バリアフリーなまちづくりなど、さらなるアクセシビリティの向上を目指すことが必要です。また、余暇活動や社会活動をしていない障害のある人も多く見受けられることから、障害のある人へのスポーツ・レクリエーション教室等を開催しています。今後も、文化芸術やスポーツなどの活動を活性化することが必要です。

施策推進の視点

視点1 障害への理解促進

障害のある人への差別の解消及び合理的配慮の提供を進めるために、市民や事業者への障害に関する広報啓発を行い、障害への理解を促進します。

視点2 安心して地域で生活するための支援

障害のある人が安心して地域で生活できるよう、相談支援機能の強化や生活支援サービスの充実、地域生活への移行支援など、利用者の立場や視点に立ったサービス提供体制の充実を図るとともに、地域住民をはじめ、保健、医療、福祉の関係機関や団体等との連携強化を図ります。

視点3 経済的自立のための支援

地域で自立した生活を送るため、障害者優先調達や雇用を促進するための啓発活動の推進など、国・県及び関係団体と連携し、雇用と就労を充実することにより、経済的自立の支援に取り組みます。

視点4 社会参加の支援と活動機会の創出

情報のバリアフリー化の推進や手話通訳、要約筆記等の情報・意思疎通の支援など、一人ひとりの障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援の充実に努めます。また、障害のある人が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。



▲パラスポーツ体験会

第4編

人が行き交い、魅力に あふれ、都市と自然が 調和した快適なまち

第1章

快適で魅力ある都市環境と良好な都市景観の形成

第2章

利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実

第3章

人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用

第4章

豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり

第5章

環境にやさしい資源循環型の社会づくり

快適で魅力ある都市環境と 良好な都市景観の形成

▶ 基本方針

環境負荷が少なく、市民が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

そのため、誰もが日常的な生活サービスを便利に利用できるよう、集約型の都市構造への転換とまちなかにおける魅力の創出を進めます。また、本市固有の貴重かつ良好な景観を守り、創り、育てる取組を進め、魅力ある都市空間の形成に努めます。あわせて、市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
快適で魅力ある都市環境が形成されていると思う市民の割合	57.2%	60.0%

▶ 現状と課題

- 人口減少による低密度な市街地の拡大により、都市機能が低下し、生活の利便性も低下するといった悪循環を招き、都市活力の維持が困難になることが懸念されます。そのため、本市では、都市のコンパクト化による効果的で効率的な都市経営を実現し、都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりを進めています。
- 本市の市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落の活力の低下などが顕在化しています。そのため、自然環境や優良農地に配慮しつつ、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めていく必要があります。
- 土地の基礎的な情報を整備する地籍調査は、長期に及ぶ事業であるため、一部の地域にとどまっていますが、着実に進めています。今後も土地の有効な利用促進を図るため、継続して進めていく必要があります。
- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、空き地やごみのポイ捨て等によって、良好な景観が阻害されることがないよう、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 本市の中心市街地は、鉄道や道路等の都市基盤が充実するなど市街地としてのポテンシャルを有しています。一方で、空き地・空き店舗や老朽建築物等の増加により、まちの魅力が低下し空洞化が進んでいることから、現在の都市基盤等を活かしながら都市機能の更新や健全な土地利用を促進するとともに、官と民が連携し、まちの将来を担う若者の参画による魅力的なまちなか空間の形成に向けた取組を進めていくことが必要です。
- 面的な整備がなされていない地域には、狭い道路などが多く、安全性や利便性、景観などの面で問題を抱えている地域もあるため、課題解決に向け、面的整備を含めた手法の検討が必要です。
- 本市には、諏訪公園や延命公園をはじめ200を超える公園があります。市民一人当たりの公園面積（約11m²）は国の標準を上回っており、市民の皆さんにとって公園は、魅力ある都市空間を形成するうえで必要不可欠なものとなっています。一方で、施設の老朽化や利用者ニーズの変化に対応した安全で魅力ある施設への更新など、適切な管理運営や官民連携によるパークマネジメント（※）が求められています。

※指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）等により民間事業者のノウハウや活力を導入することで、公園の魅力や利便性を向上させていく取組。

施策推進の視点

視点1 土地利用の計画的な誘導と利用促進

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能するとともに、将来の人口減少に対しても持続可能で安全な集約型の都市空間を実現していくため、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。また、土地の有効な利用を促進するため、地籍の明確化を図ります。

視点2 良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空き家・空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発・指導や、ごみのポイ捨て等に対する市民等のモラル向上を図るため環境美化に関する啓発を進めます。

視点3 良好な市街地の形成と魅力的なまちなかの創出

都市のコンパクト化を図りつつ、安全で快適な都市環境を創出するため、地域の特性を活かして良好な市街地の形成を目指します。また、空洞化の進む中心市街地では、地区のポテンシャルを活かしながら、都市機能の誘導・更新や健全な土地利用を促進するとともに、にぎわい創出や交流機会の拡大及び快適な居住の場としての魅力向上を図るため、官民連携によるまちなかの活性化に向けた取組等を進めます。

視点4 緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保や利用者の多様なニーズへ対応するため、長寿命化の視点により計画的に効果的な施設の更新や維持管理、パークマネジメントに向けた取組を行います。また、市民との協働による緑のまちづくりを進めるため、ボランティアの活動状況に応じた支援制度や市民参加の機会の充実を図ります。



▲延命公園 お花見広場

利便性が高く、多くの地域とつながる 交通ネットワークの充実

▶ 基本方針

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、タクシー、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのため、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、地域や交通事業者等との連携を図りながら、公共交通の維持・確保、利用促進等に取り組みます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
公共交通機関の利用しやすさに対する満足度	30.2%	30.0%

▶ 現状と課題

- 有明海沿岸道路は、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、佐賀県及び熊本県側への延伸が進められています。また、三池港ICから諸富IC間の安全性・円滑性を高めるため、一部区間のみ車線が増える付加車線の整備が求められています。
- 新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、そのアクセシビリティの高さから、交通量が増えています。一方で、交通混雑や交通事故等の危険性が高まっていることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過していることから、道路の安全性を確保するため、定期的な点検を行い、適切に維持管理する必要があります。
- 全国的に、鉄道、バス等の公共交通は、人口減少等に伴い、利用者が減少傾向にあり、公共交通の維持は容易ではなくなっています。そのため、MaaS（※）等の次世代技術を活用した公共交通サービスの向上を図るなど、将来を見据えた持続可能な公共交通サービス体系の構築が求められています。
- 本市には、鉄道、バス、タクシー、旅客船等多様な公共交通があり、鉄道とバスによる人口カバー率は約8割と、周辺市町と比較しても高い状況にあります。また、公共交通の利用が不便な地域においては、市民の生活交通を確保するため、地域主体により地区循環バスや予約型乗合タクシーを運行しているほか、市民や本市を訪れる人に向け、公共交通の利用促進の取組を行っています。今後も、交通事業者等で構成する地域公共交通活性化協議会の取組等により、この水準を可能な限り維持していく必要があります。

※Mobility as a Serviceの略。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

施策推進の視点

視点1 地域活力を向上させる広域道路網の充実

移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化や交通混雑の緩和、安全性の確保を図るため、有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進します。

視点2 安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路や橋梁等については、計画的な点検や修繕、改良等を行うことで、道路の安全性確保に取り組みます。

視点3 持続可能な公共交通サービス体系の構築

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づき、地域や交通事業者等と連携した利用促進に取り組みながら、公共交通の維持・確保を図るとともに、誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築に向けて取り組みます。



▲路線バスの乗り方教室

人にやさしい居住環境の形成と 空家等の予防・利活用

▶ 基本方針

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。

そのため、住宅ストックの質の向上・流通促進及び空家等の予防と利活用を図るとともに、住宅セーフティネットの充実により、誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることができる居住環境づくりを進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
居住支援協議会等の働きかけにより住まいが確保された世帯の数（累計値）	105件	215件
空家対策に取り組みたいと思う市民の割合	87.5%	90.0%

▶ 現状と課題

- 高齢者や障害者、低所得者、子育て世帯、ひとり親世帯など、住宅を確保することが困難な状況におかれている世帯の課題は複雑化しています。これらの世帯は、民間賃貸住宅では入居を拒まれる場合もあることから、適正に公的賃貸住宅の供給を促進していくとともに、居住支援協議会や民間事業者等との協働による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が求められています。
- 令和元年空家等実態調査により倒壊のおそれがあるなどのDランクと判定した空き家の件数は、除却等が進んだことにより、少しずつ減少しています。一方で、高齢化の進行や世帯数の減少等に伴い、空き家の総数は増加することが予測されます。まずは、新たな空き家の発生を抑制するために、所有者自らが事前に予防策を検討しておくことが必要です。また、老朽化した空き家の増加は、地域の安全や衛生のほか、コミュニティの活力等にも大きな影響を及ぼすため、利活用できる空き家は早期に利活用するとともに、管理不全な空き家は所有者等に適正な管理を促し、老朽化した危険な空き家は、法に基づく措置を行うことにより、除却を促進するなどの対策が必要です。
- 良質な住宅ストックが将来にわたって継承されるためには、所有者等による適切な維持管理を進めることと併せて、品質や性能を高めていくことが必要です。
- 市営住宅のなかには、建替の目安となる年数（法定耐用年限）の1/2を超えた住棟が約4割あるため、計画的な修繕や改善を実施し、適切な管理を行っていく必要があります。また、65歳以上の高齢者のみの世帯も多く、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。豊かで活力ある集住生活を送るため、コミュニティの活性化を図る必要があります。

施策推進の視点

視点1 住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者、高等教育機関、居住支援法人、民間事業者等との協働による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実を図ります。

視点2 空家等対策と住宅ストックへの支援

空家等対策については、予防・利活用・適正管理・除却の視点から総合的に取り組みます。また、質の高い住宅ストックが将来にわたって継承されるため、市民や業者等への啓発のほかリフォームやリノベーション、耐震化、維持管理等の促進を図り、住宅市場が活性化する環境整備を促進します。

視点3 市営住宅の適正な管理と良好なコミュニティの形成

市営住宅の長寿命化に資する適正な管理を行うとともに、単身高齢者などの閉じこもりの防止や見守りにより、豊かで快適な生活が送られるよう、指定管理者や関連部署等と連携し、市営住宅のコミュニティ活性化を図ります。



▲高泉市営住宅

豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な社会づくり

▶ 基本方針

豊かな自然を守るとともに、持続可能な環境を次世代に残していくために、環境への負荷を低減し、地球や自然を大切にするまちを目指します。

そのため、温室効果ガスの削減及び省エネに向けた市民意識の向上を促すとともに、地域の実情に対応した衛生的な生活環境の整備を進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
市民のエコ行動の実施率	78.2%	85.0%
生活排水の汚水処理人口普及率	84.1%	100%

▶ 現状と課題

- 本市は、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティおおむた宣言」を行いました。「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政が互いに協働し、環境負荷低減に向けた取組を推進する必要があります。
- 本市では、これまで子どもたちに美しい川や海を残すために生活排水対策に取り組んできました。一方で、市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 国においては、令和8（2026）年度末を目指して、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示しています。一方で、本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、令和4（2022）年度末で84.1%と、全国平均92.9%、福岡県平均94.3%に比べ、未だ低い状況です。そのため、公共下水道や合併処理浄化槽を早期に整備するとともに、生活排水に対する市民理解を深めるための広報啓発が必要です。
- 本市の公共下水道普及率は着実に向上しており、令和4（2022）年度末で72.3%となっています。一方で、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少や社会情勢の変化に柔軟に対応するため、公共下水道の整備を進めながら、下水道全体計画区域の縮小等についても検討しています。また、下水道事業は、着手から60年以上が経過し、老朽化した施設も多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。
- 公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設については、今後の人口減少に伴う汚水処理量の減少、施設の大規模な改築更新の必要性等を考慮し、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築を検討する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、狂犬病や鳥インフルエンザなどは、人と動物双方に感染する人獣共通感染症とされています。このため、人と動物の健康及び環境の健全性はひとつのものと捉え、一体的に守っていく、ワンヘルスの理念に基づく取組が重要といわれています。本市でもワンヘルス推進宣言を行い、福岡県と連携・協力しながらワンヘルスを推進しています。
- 犬や猫などの動物は人々の生活の中で重要な存在となっています。一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及啓発が必要です。

施策推進の視点

視点1 環境保全行動の促進

市民、事業者、市民団体、行政が、温室効果ガスの削減や省エネに向けたエコ行動等を実践し、ライフスタイル・ビジネススタイルを環境に配慮した形に変えていくために環境意識の啓発等に取り組みます。あわせて、学校や社会教育施設などの教育機関や環境活動団体等と連携しながらESDを推進し、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めるための環境に関する学習を推進します。

視点2 生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組みます。水洗化促進のための支援制度や生活排水に対する広報啓発に継続して取り組むなど、生活排水対策を重点的に推進します。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。あわせて、効率的で持続可能な汚水処理システムの構築に向け、公共下水道及びし尿・浄化槽汚泥の処理施設の共同化について調査、検討を行います。

視点3 安定した下水道サービスの継続

施設の状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理(ストックマネジメント)を行います。将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

視点4 動物の愛護及び適正飼養の推進

ワンヘルスや動物の愛護、適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、ペットをはじめとする愛護動物の適正飼養の推進に努めます。



▲水洗化促進キャンペーン（街頭配布）

環境にやさしい資源循環型の社会づくり

▶ 基本方針

プラスチック使用製品をはじめとするごみの減量化・資源化により、天然資源の消費をできるだけ抑制し、資源循環型の社会をつくります。

そのため、市民、事業者、行政等との協働により、廃棄物そのものの発生抑制と使用された製品等の再利用を促進するとともに、分別の徹底や新たな廃棄物の資源化、ごみの適正処理に取り組みます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
ごみ総排出量	35,067t	32,611t
ごみの総排出量に対する資源化量の割合	11.6%	15.9%

▶ 現状と課題

- 本市では、これまで循環型社会の構築を目指し、有料指定ごみ袋制度や分別品目の追加など3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基本として、市民・事業者・行政等との協働による、ごみの減量化・資源化の取組を推進しており、ごみの総排出量は10年前と比較して減少（△7,631t、△17.7%）しています。一方で、燃えるごみには、依然として多くの「生ごみ」や「紙類」が含まれているため、家庭や事業所から排出される燃えるごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。
- 市民のごみ減量に対する関心を高めるための意識啓発に継続して取り組むことで、ごみ減量に効果的に優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の行動を促す必要があります。高齢者や障害のある人等によっては、ごみの排出が困難となる状況もあることから、「自助・互助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図る必要があります。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、不法投棄などの不適正処理に対し、継続的に監視・指導等に取り組んでいく必要があります。
- 燃えるごみの処理は、令和10（2028）年度に新ごみ処理施設への移行を予定しており、市民生活に影響のないよう確実に施設を整備する必要があります。

施策推進の視点

視点1 ごみの減量化・資源化

生ごみの水切り・堆肥化、食品ロスの削減などのごみの排出抑制や、マイボトルの推奨などのリユースに関する意識啓発に継続して取り組みます。また、プラスチック製容器包装や製品プラスチックの分別促進、リサイクル可能な紙類の分別の徹底などにより資源化の促進を図ります。加えて、ごみの収集時や施設搬入における指導啓発等の取組を強化し、市民、事業者のごみに対する関心を高め、ごみの減量化・資源化を進めます。

視点2 ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、ごみの排出が困難な人に配慮し、福祉収集による支援を図ります。あわせて、監視カメラやパトロールによる不適正処理への監視・指導等に取り組みます。加えて、廃棄物処理施設の適切な管理運営を進めるとともに、新ごみ処理施設への確実な移行や老朽化施設の長寿命化に取り組みます。



▲ごみ分別の様子

第5編

災害に強く、犯罪や事故の 少ない、安心して安全に 暮らせるまち

第1章
防災・減災対策の推進

第2章
消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進

第3章
事故や犯罪のない地域づくり

第4章
安全な水の安定的・持続的な供給

防災・減災対策の推進

▶ 基本方針

災害を予防し、また被害を最小限にとどめるため、防災・減災の考え方に基づく災害に強いまちを目指します。

そのため、市民の防災意識や地域における防災力の向上と関係機関等と連携した防災対策の充実を図ります。あわせて、流域治水の考え方に基づく排水対策の強化を進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
災害に対し何らかの備えをしている市民の割合	39.6%	70.0%

▶ 現状と課題

- 本市では、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、河川・水路の改修や、ポンプ場の機能増強などのハード面と、防災専用の情報ネットワークシステムの構築や情報発信の充実・強化といったソフト面の両方から、防災力の強化を進めてきました。
- 台風や大雨、地震や竜巻など、大規模な災害が全国各地で発生するなか、まずは、「自分の身は自分で守る」といった考え方に基づき、市民一人ひとりが防災意識を高め、災害に備えることが重要です。
- 地域では、自主防災組織が中心となって、地理的条件や過去に発生した災害等の地域の特性に応じた防災訓練や研修会が活発に実施されるなど、「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上に向けた取組が進められています。
- 今後も地域と連携し、地域住民をはじめ学校や施設、事業所など、地域全体で災害に備える仕組みづくりや、避難時や避難所生活において配慮を必要とする人に対する支援体制づくりを進める必要があります。
- 災害発生時においては、迅速かつ的確な応急活動が行えるよう、水防本部・災害対策本部の機能強化や、初動体制の確立をはじめとした災害対応力の強化が求められます。また、国民保護法に基づき、市民の安全を確保する取組も必要です。
- 近年、降雨の局地化・集中化・激甚化により、本市においても大規模な浸水被害等が発生していることから、流域の関係者全員が協働して被害の減少や多層的な取組を行う流域治水の考えに基づき、排水対策の強化を進める必要があります。
- 市内には、土砂災害を引き起こしやすい箇所が存在することから、被害を未然に防ぐため、県と連携した対策を実施しています。
- 人的被害の軽減や道路等の閉塞を防止し、市民の安心・安全と住みよい住環境を確保するため、建築物の耐震化や危険なブロック塀等の除却を促進する必要があります。

施策推進の視点

視点1 地域の防災力の向上

市民一人ひとりが災害に備え、自分の身は自分で守ることが、地域の防災力向上につながることから、危険箇所の確認や家庭での備えなどについて周知を図り、防災意識の向上に努めます。また、地域の防災活動に対しては、地域の特色に応じた防災訓練等の開催を支援するとともに、地域防災活動の中心的な役割を担う防災士のスキルアップにも努めます。

視点2 防災対策の充実

水防本部・災害対策本部の機能強化を図るとともに、自衛隊や警察等の防災関係各機関との連携を進め、災害への対応力を高めます。また、大規模災害に備え、高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者や女性にも配慮した災害物資の計画的な備蓄及び避難所機能の強化を図るとともに、関係機関との災害時の通信手段の確保を図り、市民に対する情報伝達を迅速に行います。

視点3 排水対策の強化

流域治水の考え方に基づき、計画的に河川・水路の改修や雨水を排除するポンプ場等の下水道施設及び都市下水路の整備、溜池などの既存施設を活用した貯留施設の整備などを進めるとともに、老朽化した施設の計画的な改築更新と適切な維持管理により、浸水被害の軽減に取り組みます。

視点4 建築物等の耐震化の促進

建物所有者に対し、耐震診断や改修に関する情報提供を行い、市民意識の啓発を図るとともに、建築物の耐震化を促進します。また、危険なブロック塀等の所有者に対する改善指導などにより除却の促進に取り組みます。



▲総合防災訓練

消防・救急・救助体制の充実と 予防活動の推進

▶ 基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の未然防止と被害の軽減を図り、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

その実現に向けて、火災予防対策の充実を重点として、災害活動体制の確立と救急体制及び消防団の充実・強化に努めます。また、必要となる施設等の整備を図りながら、想定される大規模災害等に備え、広域連携の取組を推進します。

成果指標	現状値 (令和4年度) (過去10年間の平均)	目標値 (令和15年度)
火災件数に占める建物火災件数の割合	54.2%	49.5%
救急出動件数の減少（適正利用の推進）	7,043件 (令和5年)	6,000件
消防団員の充足率	85.7%	95.0%

▶ 現状と課題

- 本市では、過去10年の火災件数に占める建物火災の割合が50%を超えており、火災による死傷者の多くが建物火災によるものであることから、市民の生命、身体及び財産を守るためにも建物火災件数を抑制していく必要があります。それを実現するためには、市民の防火意識の向上、住宅用防災機器等の設置を促進する必要があります。
- 本市には、中心部に化学工場、臨海部に危険物を貯蔵する屋外タンクが存在しており、これらの施設等で災害が発生すれば、甚大な被害が生じる恐れがあります。また、消防車両の進入が困難な場所や、木造住宅が密集する地域も一部あるため、地域特性に対応できる災害活動体制を確立していく必要があります。
- 本市の近年における救急出動件数は、6千件を超えて高い水準で推移しています。将来の救急需要に適切に対応するため、医療機関との連携強化、応急手当の普及啓発並びに予防救急や救急車の適正利用を推進していく必要があります。
- 消防団は地域防災の中核として欠かすことのできない存在です。そのため、本市では、消防団協力事業所や消防団応援の店などの取組をはじめ、PRイベントや動画配信による若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、消防団の加入促進及び充実・強化を進めています。
- 複雑多様化する災害現場に即した総合的な訓練を実施できるようにするために、実践型の教育訓練施設の整備が必要です。また、人口減少や施設の老朽化、各種災害へ柔軟に対応するため、消防隊等を含む組織体制の再編成の検討が必要です。
- 筑後地域消防指令センターの利点を活かした各種災害等への連携強化を推進するとともに、今後は、近隣消防本部との火災調査や危険物規制事務等の共同処理の検討が必要です。

施策推進の視点

視点1 火災予防対策の充実

火災やその他の災害発生を未然に防止するため、市民の防火意識の向上を図り、防火協力団体と連携し地域と密着した火災予防運動を展開するとともに防火対象物や危険物施設に対し予防査察を積極的に実施し、火災やその他の災害を出させない、または発生しても被害を拡大させない環境づくりを推進します。

視点2 災害活動体制・救急体制の充実

複雑多岐にわたる災害に備え、関係機関と連携し火災防ぎよ訓練、救出救助訓練及び特殊災害訓練など、あらゆる訓練を通して災害対応力を向上させます。また、増加する救急件数に対応するため継続的な応急手当の普及啓発並びに事故や病気を未然に防ぐため予防救急を推進します。

視点3 消防団の充実・強化

消防団員を確保するため、若い世代や女性への啓発活動を積極的に行い、会社員などの被雇用者が入団しやすく活動しやすい環境を整えるなど、加入促進を図ります。また、消防団員の災害対応力の強化と安全確保のため、知識と技術の向上を図ります。

視点4 消防施設等の整備・充実

今後必要となる消防車両の更新及び整備に努めるとともに消火栓や防火水槽などの消防水利の適正な維持管理に努めます。また、教育訓練施設の整備や組織体制における再編成の検討を行います。

視点5 広域連携の推進

自然災害等による大規模災害に備え、近隣消防本部と更なる相互応援体制の連携強化を図るとともに、消防広域化に向けた人事交流、事務の共同処理等を推進します。



▲園児による放水体験

事故や犯罪のない地域づくり

▶ 基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るために、地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めるとともに、暴力団排除の全市的な取組を推進し、市民が安心安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、警察等の関係機関、地域、事業者等と一体となって全市的な交通安全、防犯、暴力団排除などの取組を推進します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費生活に関する啓発や消費生活相談の充実・強化を図ります。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
交通事故の総件数	314件	209件
犯罪認知件数	557件	372件
消費生活センターの認知度	50.6%	70.0%

▶ 現状と課題

- 本市では地域をはじめ、道路管理者や学校、警察などと連携し、道路改良などの道路交通環境の改善を図るなど、交通安全対策を推進しています。一方で、近年、飲酒運転や夜間歩行中の事故、通学路等での事故が発生しており、更なる安全対策が強く求められています。それらに加え、本市では、高齢者が関わる交通事故の割合が増加しており、ドライバーと歩行者等の双方における交通安全意識やモラル・マナーの向上が必要です。
- 住民の安心安全な暮らしを確保するためには、警察や行政による取組とともに、安心安全まちづくり推進協議会や子ども見守り隊などによる市民への防犯意識の啓発や地域の自主防犯活動をさらに充実させることが求められています。
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを地域で支えるため、保護司会をはじめとする各種ボランティアによって活動が進められていますが、メンバーの高齢化等により後継者不足が懸念されます。
- 令和3(2021)年4月に施行した犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害の回復及び軽減に向け、犯罪被害に関する相談窓口での対応や見舞金支給等の支援、広報・啓発等を総合的に取り組む必要があります。
- 令和3(2021)年7月に、本市に拠点のあった指定暴力団の本部事務所が撤去され、市民の安心安全につながりました。引き続き、行政、警察、関係団体、市民、事業所等が連携・協力し、暴力団排除条例や警察との協定に基づき、暴力団のいない安心・安全なまちづくりを推進していく必要があります。
- 本市消費生活センターにおける消費生活に関する苦情・相談の内容は、複雑化・多様化しています。消費者トラブルの未然防止のためには、消費者自身が正しい知識を持ち、適切に対応できるようになることが重要です。また、消費者トラブルについては、消費者だけでその解決を図ることには限界があるため、専門的な知識を有した相談員による適切な対応と相談体制のさらなる充実が必要です。

施策推進の視点

視点1 交通安全対策の推進

交通安全県民運動や年齢、対象者に応じた啓発活動及び通学路等における交通環境の整備を通して、高齢者や児童・生徒などの交通弱者の安全に重点を置いた交通安全対策を推進します。

視点2 防犯活動等の充実

警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会等と連携し、防犯に関する意識啓発と安心安全情報の発信を通して、地域安全活動の推進を図ります。また、保護司会をはじめとするボランティア活動の支援や、犯罪被害の回復及び軽減を図るための支援を行います。

視点3 暴力団排除の推進

暴力団排除条例に基づき、警察や防犯協会、安心安全まちづくり推進協議会をはじめとする関係機関・団体、地域、事業所等との連携・協力により、暴力団排除に取り組むとともに、さらなる全市的な安心安全意識の醸成に努めます。

視点4 安心できる消費生活の推進

消費生活に関する正しい知識の普及・啓発を行い、消費者トラブルの未然防止や解消につなげます。また、複雑化・多様化する相談に対応するために相談体制の充実を図ります。



▲交通安全教室

安全な水の安定的・持続的な供給

▶ 基本方針

市民がいつでも、どんなときでも良質な水を安心して飲むことができるまちを目指します。そのため、水道水の安全確保「安全」、確実な給水確保「強靭」、供給体制の持続性確保「持続」の観点から、水道事業の安定した運営に取り組みます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
安心して水道水を使っている市民の割合	87.4%	90.0%

▶ 現状と課題

- 将来にわたって安全で良質な水を安定的に供給していくために、水道の将来像とその実現の方策をまとめた新水道ビジョンを平成28（2016）年3月に策定し、実現方策の取組を推進しています。
- 大正8（1919）年3月、水道事業を開始して以来、市民活動と都市活動を支える基幹ライフラインとして、市勢の発展とともに数度の拡張事業を重ね、水需要に対応し、水道施設の整備等を行ってきました。一方で、事業開始以来100年以上経過し、老朽管（40年以上経過した水道管）の割合が令和4（2022）年度末時点では24.35%となっており、管破損等の事故の原因ともなることから、施設の計画的な更新や配水管網の再構築を進めています。さらに、災害対策の観点からも水道施設の耐震化を進める必要があります。
- 水質の管理においては、適切な浄水処理を行うとともに、水質検査計画に基づき、水源から蛇口まで一貫した水質管理を行うなど、市民生活、社会経済活動にとって重要な水道水を供給しています。
- 本市の水道事業においては、これまで事務事業の効率化や民間委託による人件費の抑制等、経常経費の削減を図るとともに、設備の長寿命化による維持管理費の適正化などに取り組んでいます。一方で、人口減少や節水意識の浸透等により、給水収益は今後も減少していくことが見込まれ、水道事業の経営環境は厳しさを増すことから、水道施設の適切な維持管理に加え、水源や配水区における効率的な水の運用を行うとともに、将来の水需要を適切に見込んだ施設整備を行う必要があります。
- 水道事業については、施設見学や啓発事業に取り組むとともに、水質検査結果に基づく安全性の周知や経営状況等の情報発信を行うなど、市民の信頼を高めることが必要です。

施策推進の視点

視点1 安全な水の供給

徹底した水質管理を行うとともに、水質の安全性についての情報提供やイベントを通じ、安全な水であることへの市民理解を深めながら、安全で良質な水を供給します。

視点2 確実な水の供給

水道施設の整備については、将来の水需要を適切に見込み、耐震化を図るとともに、老朽化した水道施設の計画的な改築更新及び維持管理を行い、確実に水を供給します。

視点3 持続的な水の供給

将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。また、水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。



▲延命配水池

計画の実現に向けて

第1章

市民と行政がともに進めるまちづくり

第2章

まちの魅力アップと市内外へのプロモーション

第3章

健全で効果的・効率的な行財政運営

第4章

行政サービスの利便性向上

市民と行政がともに進める まちづくり

▶ 基本方針

様々な地域課題の解決と今後のまちづくりを進めていく上では、市民と行政がそれぞれの役割を分担し、互いに補完し合い、協働によるまちづくりを実践していくことが重要であるため、協働のまちづくり推進条例に基づき、その理念やルールを市民全体で共有しながら、市民と行政がともにまちづくりを進めます。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
居住地域の活動や行事へ参加している人の割合	25.5%	40.0%

現状と課題

- 本市では、協働のまちづくり推進条例や市民憲章の基本理念のもと、市民と行政がともにまちづくりを進めています。協働のまちづくりを実現するためには、今後も行政と市民や各種団体等が協働してまちづくりに取り組むことが重要です。
- 協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民のライフスタイルや働き方の多様化に対応したまちづくりに参加しやすい環境づくりが必要です。また、市政に対する市民の関心を高めるために、行政の信頼性や透明性の向上に向けた積極的な情報発信を行うとともに、市民の意見や提案を行政運営に適切に反映させていくことが必要です。
- 本市では、町内公民館のほか、18校区で校区まちづくり協議会が設立され、様々なまちづくり活動が行われています。一方で、住民と地域の関わりが希薄化し、地域コミュニティ組織においては加入率の低下や担い手不足が進むとともに、施設や設備の老朽化、学校再編に伴う地域再編による新たなコミュニティの形成などの課題が生じています。そのため、地域コミュニティの今後の在り方について検討するとともに、活動の持続可能性を向上させるため、人材育成や負担軽減などの支援策が必要です。
- より良い地域社会の実現を目指し、市民が自主的・自発的に地域社会の課題解決に取り組み、公益性のある市民活動のさらなる促進と活性化を図るために、市民活動団体を支援する必要があります。

施策推進の視点

視点1 協働のまちづくりの理念の共有

協働のまちづくりに関する理念やルールを明確にし、市民全体で共有することを目的とした協働のまちづくり推進条例の周知、啓発及び実践に取り組みます。あわせて、「みずからの責任において、互いに力をあわせ、まちづくりを行う」ことを市民自らが宣言した市民憲章の啓発を進めます。

視点2 情報の共有

市政に関する市民の関心を高めるため、広報紙やホームページのほか、SNSやFMたんなど多様な情報ツールの活用による積極的な情報発信を行います。また、出前市長室などの多様な機会を通じて寄せられた市民からの意見や提案については、市政への貴重な意見等として参考とし、適切な反映を図ります。

視点3 地域コミュニティの活性化

校区まちづくり協議会の全校区での設立を推進するとともに、校区まちづくり協議会の運営における多様な主体による連携・協力を促進します。また、地域コミュニティ組織において加入率の低下や担い手不足の解消に向けた取組を推進するとともに、地域活動への支援や、町内公民館等の施設及び設備の維持管理等の負担軽減を図る支援策を進めます。

視点4 市民活動の促進

市民が市民活動に取り組みやすく、その活動が活発になるよう、市民活動に関する情報の発信と共有化を図るとともに、人材の育成・確保、市民活動団体間のネットワークづくりを支援します。



▲JR銀水駅トイレの改修プロジェクト

まちの魅力アップと 市内外へのプロモーション

▶ 基本方針

住み続けたい、住みたい、訪れたい、応援したいと思ってもらえる「選ばれるまち」の実現を目指し、地域の魅力を市内外へ積極的に発信します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
本市がテレビや雑誌で紹介された件数	92回	100回
移住相談対応を行った者の中、本市へ移住した件数	14件	15件

現状と課題

- 本市には、世界文化遺産に登録された三池炭鉱関連資産をはじめ、動物福祉の取組で多くのメディアにも取り上げられている動物園、市民の誇りである大蛇山まつりなどの地域資源があります。また、多くの元気な産業があり、充実した交通アクセス、豊かな自然、教育環境・医療・福祉も充実している住みやすいまちです。
- 交流人口の増加や移住・定住人口の増加へと確実につなげていくため、市内居住者へ大牟田の良さ・魅力を十分に理解・認識してもらうこと（インナープロモーション）や、市外居住者に大牟田の良さや魅力をPRし、伝えていくこと（アウタープロモーション）に取り組んでいます。今後も本市が「選ばれるまち」となっていくため、シティプロモーションを推進し、知名度やイメージのさらなる向上を図る必要があります。
- コロナ禍を経て、多くの人が働き方や暮らし方を見つめ直し、地方暮らしへの関心が高まってきた社会変化をチャンスと捉え、様々なプロモーション活動や移住支援制度を開催しています。移住に関する相談や支援制度の活用件数が増加するなど、徐々に成果が現れ始めていますが、今後も引き続き、移住希望者に対し、効果的な支援を行っていく必要があります。
- ふるさと納税については、市内事業者の新商品開発を支援し、返礼品の充実を図ることで徐々に寄付額が増加しています。ふるさと納税は、市の特産品等のPRなどによる地域経済の活性化が期待されることから、返礼品のより一層の充実を図ることが必要です。

施策推進の視点

視点1 シティプロモーションの推進

本市の取組や様々な魅力に触れる機会を増やし、市民・団体・企業とともにメディアやSNSなど多様な情報ツールを活用した情報発信を行うことで、本市のイメージや知名度の向上を図ります。また、シティプロモーションとあわせて、ふるさと納税をPRすることで、本市を応援したい人を増やします。

視点2 移住・定住の促進

本市の魅力である住みやすさについて、様々なプロモーション活動を行うとともに、移住支援制度を活用し、移住人口の増加を図ります。また、市民、特に若い世代が本市の魅力を再認識し、郷土への愛着や誇りを醸成する機会を増やすことで、定住を促進します。



▲産業フェスタ

健全で効果的・効率的な行財政運営

▶ 基本方針

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、複雑化・多様化する行政ニーズに対し、柔軟な対応が求められる中、将来に向けたまちづくりを確実に推進していくため、限られた行政資源の中での事業の「選択」と「集中」を進め、経営の視点に立った効果的で効率的な行財政運営を進めます。あわせて、自主財源（※1）の確保や経常的な経費の抑制による自立した財政基盤を構築するとともに、まちづくりのための投資を行うことで、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
まちづくり総合プラン目標達成率	82.9%	100%

現状と課題

- 本市では、経営の視点に立ち、行政マネジメントシステムによるPDCAサイクルを念頭に、施策や事業の点検・見直しを実施しながら、より効果的で効率的な行財政運営に取り組んでいます。あわせて、民間活力の導入やデジタル化など業務の効率化・簡素化を進め、職員一人一人が能力と意欲を最大限に発揮できる人材育成や組織づくりを進めています。
- 本市の財政は、行財政改革などの取組により、実質収支（※2）の黒字を継続し、財政調整基金の残高についても一定額確保され、財政の健全性を示す経常収支比率（※3）等の財政指標は改善している状況です。
- 人口減少による市税収入の減少に加え、防災・減災のための事業費や社会保障関連費などの増加、過疎地域指定による支援策の終了に伴う公債費負担の増加が懸念されるため、限られた行政資源の中で、様々な行政ニーズに対応できるよう、安定的な財政運営を目指す必要があります。
- 次の世代に負担を先送りすることなく、将来にわたって持続可能な行財政運営を行うため、自主財源の安定的な確保に直結する市税の適正課税の推進や収納率の向上をはじめ、様々な方策による歳入の確保を行うとともに、計画的な公共施設の長寿命化や統廃合、市債発行額の抑制や基金残高の確保等に継続して取り組むことが必要です。
- 本市を中心市として、有明圏域定住自立圏を形成し、圏域自治体の有する地域資源や特性を活かした取組を進めています。また、有明海沿岸地域では、有明海沿岸道路の整備が進み、九州佐賀国際空港や重要港湾三池港も含めた広域的な交通ネットワークが形成されており、広域的な連携を図ることで、地域全体が活性化することが期待されています。今後、市民の生活圏や経済圏は行政区域を越えて広がる一方で、人口減少や少子高齢化の影響により、単独自治体で現行の行政サービスの維持が困難になると予測されることから、自治体間の連携を強化しながら、必要とされる行政サービスの維持・向上を図る必要があります。

※1 市税、使用料及び手数料、諸収入、繰越金ほか。

※2 歳入歳出差引から翌年度への繰越財源を差引いた金額。

※3 市税や普通交付税などの経常的な収入に対する人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出の割合。

施策推進の視点

視点1 成果を重視した持続可能な行財政運営

行政マネジメントシステムを活用しながら、成果重視型の行財政運営を推進します。あわせて、職員の経営意識とやる気を高めるための人材育成や組織づくり、民間活力の導入やデジタル化を推進し、行財政運営の基盤づくりを進めます。また、事業の見直しや改善等により、経常的な経費を抑制し、公債費の抑制や公共施設の統廃合等により、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

視点2 適正課税の推進と税負担の公平性の確保

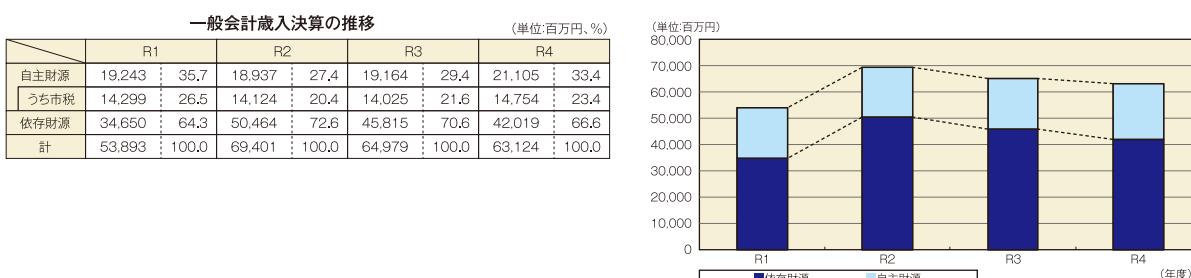
自主財源である市税収入の確保については、課税客体の把握と申告漏れを無くすことに努め、公平・公正かつ適正な課税を推進します。また、収納にあたっては、納税者の利便性の向上のため、納付環境の整備に努めるとともに、税負担の公平性の観点から滞納整理業務に取り組むことにより、収納率の向上を図ります。

視点3 公有財産の適正な維持管理と有効活用

公共施設の維持管理については、予防保全型の管理を行いながら、必要とされる施設の長寿命化や管理コストの縮減を図ります。あわせて、今後も施設機能の維持や有効活用を図るとともに、将来的に財政へ与える影響や将来世代の負担などを踏まえ、施設の統廃合や売却等による施設総量の削減に向けた取組を進めます。

視点4 有明海沿岸地域における広域連携の推進

有明圏域定住自立圏をはじめとする有明海沿岸地域のリーディングシティとして、人流や物流のさらなる活発化と魅力あふれる地域づくりに向け、自治体間の広域連携を進めます。あわせて、近隣自治体との連携協力により、住民生活に必要な行政サービスの提供に努めるとともに、限られた行政資源の有効活用を図ります。



主な財政指標

	R1	R2	R3	R4
経常収支比率(%)	96.9	95.9	88.6	93.8
実質公債費比率(%)	7.7	6.9	6.7	6.6
市債残高(百万円)	45,249	44,913	45,387	44,247
財政調整基金残高(百万円)	2,490	2,340	2,902	2,677

(注)①自主財源……市税、使用料及び手数料、諸収入、繰越金ほか
②依存財源……地方交付税、国庫支出金、県支出金、市債ほか
③義務的経費……人件費、扶助費、公債費
④投資的経費……普通建設事業費、災害復旧事業費
⑤その他……物件費、維持補修費、補助費等、繰出金ほか
⑥実質収支……歳入歳出差引から翌年度への繰越財源を差引いた金額
⑦経常収支比率……市税や普通交付税などの経常的な収入に対する人件費、公債費、扶助費などの経常的な支出の割合
⑧実質公債費比率……標準財政規模に対する交付税措置額を差引いた実質的な公債費の割合

行政サービスの利便性向上

▶ 基本方針

行政サービスへの満足度を高めるため、窓口サービスの向上に向けた取組やデジタル技術を活用した情報化の推進などにより、市民の利便性の向上を目指します。

成果指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
行政サービスの利便性向上の取組への満足度	89.7%	90.0%

現状と課題

- 窓口業務をはじめとした行政サービスにおいては、デジタル化・オンライン化によって、市民が来庁しなくとも手続きができる環境の整備が求められています。その一方で、市役所の各窓口では、デジタル化一辺倒ではなく、高齢者等の目線に立った丁寧な案内や市民に寄り添った窓口対応が求められています。このため、本市では、コンビニエンスストアにおける諸証明書の取得を可能とし、死亡に係る手続きを案内するおくやみコーナーの設置等を進めるとともに、市民課窓口への民間活力を導入するなど、市民サービスの向上と市民にやさしいスマート窓口を推進しています。
- マイナンバーは、社会全体のデジタル化を実装するための基盤であり、マイナンバーカードの交付率は国全体で80%に近づくなど、ほぼ全国民に行き渡りつつあります。引っ越しワンストップサービスや健康保険証としての利用、公金受取口座の登録をはじめ、市民の利便性向上と行政の効率化に向け、今後は、官民の様々な領域において、マイナンバーカードの利活用が進む予定とされています。
- スマートフォン等の通信機器の普及に伴い、いつでも、どこからでも簡単にサービスを受けることができるようになってきています。行政サービスにおいても、市民の便利で快適な暮らしを実現するため、様々な分野でデジタル技術を効果的に利活用することが求められています。また、デジタル技術の活用にあたっては、災害発生時等においても継続してサービスを提供できるように対策を講じるとともに、情報セキュリティを確保し適切な対応を図っていくことが重要です。
- 庁舎整備については、「新・庁舎整備に関する基本方針」に基づき、市庁舎の整備及び本館の利活用の検討を進めています。市庁舎の整備にあたっては、耐震性能などの安全性の確保、分かりやすさ、バリアフリー化など、現在の庁舎が抱える課題の解決や将来の庁舎ニーズへの対応を図る必要があります。そのため、計画的な基金の積立や活用可能な財源を活用し、令和10（2028）年度の建設開始を目指すこととしています。また、本館については、大牟田駅周辺のまちづくりの観点を踏まえた利活用を検討することとしています。

施策推進の視点

視点1 窓口サービスの利便性の向上

デジタル化・オンライン化等の推進により、市民サービスの向上や待ち時間の短縮、高齢者等に寄り添うやさしいスマート窓口を推進します。さらに、新庁舎整備を見据え、ワンストップで手続きを行うことができる窓口の設置について検討します。

視点2 デジタル技術の活用

デジタル技術の進展に柔軟に対応しながら、市民の利便性向上・業務の効率化等に取り組みます。また、情報セキュリティ対策と情報資産の適正な管理・運用を行います。

視点3 庁舎整備の推進

現在の庁舎が抱える課題の解決や将来の庁舎ニーズに対応するため、安全で機能的、経済的な庁舎整備を進めます。



▲市民課窓口受付



施策の成果指標一覧

第1編 未来を担う心豊かで元気な人が育まれるまち

現状値：令和4年度末
目標値：令和15年度末

章	施策名	成果指標	現状値	目標値
1	安心して出産・子育てができる環境づくり	子育てをしやすいと思っている市民の割合	48.2%	70.0%
2	持続可能な社会の創り手となる児童生徒の育成	中学生の将来に向けた意欲	83.1%	85.0%
3	高等教育機関等との多様な連携や交流の推進	高等教育機関等との連携事業数	40事業	40事業
4	学びを通じた人とのつながりの促進と、地域自ら行動するひとの育成	地域のために自らが出来ることに取り組みたいと思う市民の割合	46.2%	50.0%
5	スポーツに気軽に楽しめる機会と環境づくり	週1回以上、運動・スポーツを行っている市民の割合	39.6%	70.0%
6	郷土の歴史と文化芸術を通して心豊かに生活できる社会づくり	1年間に、ホールや施設などで文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合	47.3%	80.0%
7	人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくり	人権が尊重されていると思う市民の割合	63.4%	69.0%
		性別による固定的な役割分担意識に同意しない市民の割合	64.9%	70.0%

第2編 新たな魅力や価値が創造され、人が集い、働き、にぎわいのあるまち

章	施策名	成果指標	現状値	目標値
1	持続的に発展する地域産業の振興とイノベーションを生み出す新産業の創出	進出企業数（増設を含む）	8社	5社
2	広域的に人を呼び込む観光と個性豊かで選ばれる商業の振興	動物園、石炭産業科学館、観光物産館への来場者数	297千人	370千人
		新規創業件数	24件	20件
3	豊かな自然を活かした農業・漁業の振興	農業・漁業新規就業者数	3人 (※)	4人

(※)令和2年度から令和4年度の平均

第3編 誰もがいきいきと支え合い、元気に安心して暮らせるまち

章	施策名	成果指標	現状値	目標値
1	一人ひとりが尊重され、安心して暮らせる環境づくり	家族以外にも不安や困りごとを相談できる人がいると思う市民の割合	60.4%	70.0%
2	誰もが生涯にわたって元気に暮らすための健康づくりと疾病予防の促進	健康づくりに取り組んでいる市民の割合 (5項目以上の活動)	24.4%	50.0%
3	高齢になっても、いきいきと安心して暮らせる環境づくり	高齢になっても、安心して暮らし続けることができると思う40歳以上の市民の割合	51.7%	60.0%
4	障害があつても、社会のあらゆる場面で自分らしく暮らせる環境づくり	障害についての理解度	69.2%	75.0%
		スポーツ教室等の利用者数	201人	890人

第4編 人が行き交い、魅力にあふれ、都市と自然が調和した快適なまち

章	施策名	成 果 指 標	現状値	目標値
1	魅力ある都市空間が形成されたまち	快適で魅力ある都市環境が形成されていると思う市民の割合	57.2%	60.0%
2	利便性が高く、多くの地域とつながる交通ネットワークの充実	公共交通機関の利用しやすさに対する満足度	30.2%	30.0%
3	人にやさしい居住環境の形成と空家等の予防・利活用	居住支援協議会等の働きかけにより住まいが確保された世帯の数（累計値）	105件 （※1）	215件
		空家対策に取り組みたいと思う市民の割合	87.5%	90.0%
4	豊かな地域と自然を次世代につなぐ持続可能な社会づくり	市民のエコ行動の実施率	78.2%	85.0%
		生活排水の汚水処理人口普及率	84.1%	100%
5	環境にやさしい資源循環型の社会づくり	ごみ総排出量	35,067t （※2）	32,611t
		ごみの総排出量に対する資源化量の割合	11.6%	15.9% （※2）

（※1）令和4年度までの累計実績 （※2）令和11年度の目標値

第5編 災害に強く、犯罪や事故の少ない、安心して安全に暮らせるまち

章	施策名	成 果 指 標	現状値	目標値
1	防災・減災対策の推進	災害に対し何らかの備えをしている市民の割合	39.6%	70.0%
2	消防・救急・救助体制の充実と予防活動の推進	火災件数に占める建物火災件数の割合	54.2% （※1）	49.5%
		救急出動件数の減少（適正利用の推進）	7,043件 （※2）	6,000件
		消防団員の充足率	85.7%	95.0%
3	事故や犯罪のない地域づくり	交通事故の総件数	314件	209件
		犯罪認知件数	557件	372件
		消費生活センターの認知度	50.6%	70.0%
4	安全な水の安定的・持続的な供給	安心して水道水を使っている市民の割合	87.4%	90.0%

（※1）過去10年間の平均 （※2）令和5年の現状値

計画の実現に向けて

章	施策名	成 果 指 標	現状値	目標値
1	市民と行政がともに進めるまちづくり	居住地域の活動や行事へ参加している人の割合	25.5%	40.0%
2	まちの魅力アップと市内外へのプロモーション	本市がテレビや雑誌で紹介された件数	92回	100回
		移住相談対応を行った者のうち、本市へ移住した件数	14件	15件
3	健全で効果的・効率的な行財政運	まちづくり総合プラン目標達成率	82.9%	100%
4	行政サービスの利便性向上	行政サービスの利便性向上の取組みへの満足度	89.7%	90.0%

